○職員の勤務時間、休暇等に関する規則

平成１７年３月３０日

規則第３号

改正　平成18年6月28日　規則第8号

平成19年3月30日　規則第5号

平成20年12月26日 規則第7号

平成22年3月29日　規則第2号

平成22年3月30日　規則第9号

平成22年6月22日　規則第15号

平成23年2月25日　規則第1号

平成23年4月1日　 規則第6号

平成24年8月17日　規則第3号

平成31年3月19日　規則第1号

令和4年1月1日　　規則第1号

職員の勤務時間その他勤務条件に関する規則（昭和６３年規則第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第２条　組合長は、条例第５条第２項本文の定めるところに従い週休日（条例第４条第１項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第６条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第１１条において同じ。）が引き続き１２日を超えないようにし、かつ、１回の勤務に割り振られる勤務時間が１６時間を超えないようにしなければならない。

２　組合長は、条例第５条第２項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

（１）　週休日が毎４週間につき４日以上となるようにすること。

（２）　勤務日が引き続き１２日を超えないこと。

（３）　１回の勤務に割り振られる勤務時間が１６時間を超えないこと。

（週休日の振替等）

第３条　条例第６条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする４週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする８週間後の日までの期間とする。

２　組合長は、週休日の振替（条例第６条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は４時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（４時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち４時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を条例第６条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は４時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第９条の４第１項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き２４日を超えないようにしなければならない。

３　組合長は、４時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第１項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（休憩時間）

第４条　組合長は、条例第７条第２項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申請があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を４５分とすることができる。

（１）　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合

（２）　小学校に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その居住以外の場所に赴く場合

（３）　条例第１７条第１項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護する場合

（４）　妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。

２　組合長は、前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して照会等によりその内容について確認することができる。

３　条例第７条第３項の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないことができる公署及び職員の範囲は、組合長が別に定める。

（休息時間）

第４条の２　組合長は、条例第８条の規定により、条例第５条第１項に規定する職員であって、条例第９条の３第１項に規定する深夜における勤務をする職員について、できる限り、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで、休憩時間の終わる時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで若しくは終業の時刻の直前の休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間（条例第９条第１項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）がそれぞれおおむね７時間４５分である場合には、これらの正規の勤務時間に１５分の休息時間を置かなければならない。ただし、１回の勤務における休息時間は、当該勤務に割り振られた勤務時間を考慮して２回以内において組合長が別に定める回数とする。

２　休息時間は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して置いてはならない。

３　休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第５条　組合長は、条例第４条第１項ただし書きの規定により週休日を設け、同条第２項の規定により勤務時間を割り振り、条例第５条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第７条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

２　組合長は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第５条の２　第２条の規定は、条例第３条第２項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

（宿日直勤務）

第６条　条例第９条第１項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

第７条　組合長は、条例第１１条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）その他組合長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前条に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第８条　組合長は、職員に第６条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第８条の２　条例第９条第１項ただし書の規則で定める場合は、第６条第１項第３号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に条例第９条第１項に規定する許可を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

２　条例第９条第２項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められるときとする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第９条　組合長は、条例第９条第２項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

２　組合長は、条例第９条第２項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において条例第３条第３項に規定する再任用短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。）又は同条第４項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第９条の２　条例第９条の３第１項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）　深夜において就業していない者（深夜における就業日数が１月について３日以下の者を含む。）であること。

（２）　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

（３）　８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である者又は産後８週間を経過しない者でないこと。

（育児を行う職員の早出遅出勤務）

第９条の３　条例第９条の２第１項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号)第６条の４第２項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

２　条例第９条の２第１項第２号の規則で定めるものは、児童福祉法第６条の２の２第４項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第１４項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号)第７７条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第９条の４　職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務時間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第９条の２第１項の規定による請求を行うものとする。

２　条例第９条の２第１項の規定による請求があった場合においては、組合長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日が明らかとなった場合にあっては、組合長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

３　組合長は、条例第９条の２第１項の請求に係る事項について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第９条の５　条例第９条の２第１項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

（１）　当該請求に係る子が死亡した場合

（２）　当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

（３）　前２号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第９条の２第１項に規定する職員に該当しなくなった場合

（４）　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

２　早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号

に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第９条の２第１項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務時間の末日とする請求であったものとみなす。

３　前２項の場合において、職員は遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を組合長に届け出なければならない。

４　前条第３項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第９条の６　職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する１の期間（６月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の１月前までに条例第９条の３第１項の規定による請求を行うものとする。

２　条例第９条の３第１項の規定による請求があった場合においては、組合長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、組合長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

３　組合長は、条例第９条の３第１項の請求に係る事項について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第９条の７　条例第９条の３第１項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

（１）　当該請求に係る子が死亡した場合

（２）　当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

（３）　前２号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第９条の３第１項に規定する職員に該当しなくなった場合

（４）　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

２　深夜勤務制限開始日以降深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第９条の３第１項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

３　前２項の場合において、職員は遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を組合長に届けなければならない。

４　前条第３項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第９条の８　職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の時間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（１年又は１年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第９条の３第２項又は第３項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、同条第２項の規定による請求に係る期間と同条第３項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

２　条例第９条の３第２項又は第３項の規定による請求があった場合においては、組合長は、同条第２項又は第３項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求した職員に対し通知しなければならない。

３　組合長は、条例第９条の３第２項又は第３項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して１週間を経過する日（以下「１週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、同条第２項又は第３項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から１週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

４　組合長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

５　第９条の３第３項の規定は、条例第９条の３第２項又は第３項の規定による請求について準用する。

第９条の９　条例第９条の３第２項又は第３項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

（１）　当該請求に係る子が死亡した場合

（２）　当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

（３）　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

２　時間外勤務制限開始日から起算して条例第９条の３第２項又は第３項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

（１）　前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

（２）　当該請求に係る子が、条例第９条の３第２項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に、同条第３項の規定による請求にあっては３歳に達した場合

３　前２項の場合において、職員は遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を組合長に届けなければならない。

４　第９条の３第３項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第９条の１０　第９条の３から前条まで（第９条の４第１項第３号及び第４号、第９条の６第１項第３号及び第４号並びに前条第１項第３号及び第２項各号を除く。）の規定は、条例第１７条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第９条の４第１項第１号、第９条の６第１項第１号及び前条第１項第１号中「子」とあるのは「要介護者」と、第９条の４第１項第２号、第９条の６第１項第２号及び前条第１項第２号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第９条の７第１項から第３項まで及び第５項中「第９条の３第２項又は第３項の」とあるのは「第９条の３第２項の」と、同条第１項中「ならない。この場合において、同条第２項の規定による請求に係る期間と同条第３項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第２項及び第３項中「同条第２項又は第３項に」とあるのは「同条に」と、前条第１項及び第２項中「第９条の３第２項」と、同項中「次の各号」とあるのは「前項第１号又は第２号」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第９条の１１　深夜勤務制限請求書及び時間外勤務制限請求書の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

（超勤代休時間の指定）

第９条の１２　条例第９条の４第１項の規則で定める期間は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。次項において「給与条例」という。）第１３条第４項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「６０時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする２月後の日までの期間とする。

２　組合長は、条例第９条の４第１項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第１２条第１項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第４項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る６０時間超過月における給与条例第１３条第４項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第６項において「６０時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

（１）　給与条例第１３条第１項第１号に掲げる勤務又は同条第２項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）

当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の２５を乗じて得た時間数

（２）　職員の育児休業等に関する条例（平成５年条例第１号）第１６条の規定により読み替えられた給与条例第１３条第１項ただし書若しくは第３項又は給与条例第１３条第３項に規定する７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間

当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の５０を乗じて得た時間数

（３）　給与条例第１３条第１項第２号に掲げる勤務に係る時間　当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の１５を乗じて得た時間数

３　前項の場合において、その指定は、４時間又は７時間４５分（年次有給休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が４時間又は７時間４５分となる時間）を単位として行うものとする。

４　組合長は、条例第９条の４第１項の規定に基づき１回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第１項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、組合長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

５　組合長は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

６　組合長は、条例第９条の４第１項に規定する措置が６０時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

７　超勤代休時間の指定の手続きに関し必要な事項は、組合長が定める。

（代休日の指定）

第１０条　条例第１２条第１項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする８週間後の日までの期間内あり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第９条の４第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

２　組合長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

３　代休日の指定の手続きに関し必要な事項は、組合長が定める。

（年次有給休暇）

第１１条　条例第１４条第１項第１号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３９条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

（１）　斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）　２０日に斉一型短時間勤務職員の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数

（２）　不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）　１５５時間に条例第３条第２項から第４項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間４５分を１日として日に換算して得た日数

第１１条の２　前条の規定にかかわらず、労働基準法第３９条第１項又は第２項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第１１条の３　条例第１４条第１項第２号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

（１）　当該年の中途において、新たに職員となる者（次号に掲げる職員を除く。）　その者の当該年における在職期間に応じ、別表第１の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、組合長が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

（２）　当該年において国家公務員等（条例第１４条第１項第３号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの　国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の当該年における在職期間に応じた別表第１の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得たに数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公印法第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。第４項において同じ。）又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、組合長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

２　条例第１４条第１項第３号の規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

（１）　国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人

（２）　前号に掲げる法人のほか、組合長がこれらに準じる法人であると認めるもの

３　条例第１４条第１項第３号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となったものとする。

４　条例第１４条第１項第３号の規則で定める日数は、２０日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が２０日を超える場合にあっては、２０日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、組合長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

５　次の各号に掲げる場合において、１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごと勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第１４条第１項第１号に掲げる日数に同条第２項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合にいて、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

（１）　育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１７条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合　勤務形態の変更後における１週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率

（２）　育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この号において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合、育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第１７条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務日の日数で除して得た率

６　前項の規定にかかわらず、同項の規定による年次有給休暇の日数が、当該年の初日の勤務形態について条例第１４条第１項第１号の規定により与えられる年次有給休暇の日数に同条第２項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から当該年において当該勤務形態の変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数を下回る場合は、当該減じて得た日数とする。

７　第１項第２号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない職員の年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、組合長が別に定める日数とする。

８　条例第４条第１項、第５条若しくは第６条の規定に基づく週休日、条例第９条の４第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等又は休日若しくは代休日をはさんで年次有給休暇を与えられた場合は、当該週休日、当該勤務日等における超勤代休時間又は当該休日若しくは代休日は、年次有給休暇としない。

９　年次有給休暇の請求はあらかじめ行うものとする。

第１２条　条例第１４条第２項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の２０日（第１１条各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条第５項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、１日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）とする。

第１３条　年次有給休暇の単位は、１日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、１時間を単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、第１１条に規定する１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次有給休暇の単位は、１時間とする。

３　１時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって１日とする。

（１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　７時間４５分

（２）　斉一型短時間勤務職員　勤務日の１日当たりの勤務時間

（３）　不斉一型短時間勤務職員　７時間４５分

（病気休暇）

第１４条　条例第１５条の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

（１）　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６８条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間

（２）　前号以外の疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）又は負傷については、医師の証明等に基づき必要最小限度の期間

２　前項各号に規定する場合であって、公務によらない結核性疾患にあっては１年以内、その他の私傷病にあっては引き続き９０日を超えない期間とする。

（特別休暇）

第１５条　条例第１６条の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、当該場合に応じそれぞれ同表右欄に掲げる期間とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 場合 | 期間 |
| １　職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 必要と認められる期間 |
| ２　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 必要と認められる期間 |
| ３　裁判員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 必要と認められる期間 |
| ４　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動イ　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって組合長が定めるものにおける活動ウ　ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 | １の年において５日の範囲内の期間 |
| ５　職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。２　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　 | 結婚の日の５日前の日から当該結婚の日後１月を経過する日までの期間内における連続する７日の範囲内の期間１年において５日（当該通院等が体外受精その他の組合長が定める不妊治療に係るものである場合にあたっては、１０日）の範囲内の期間 |
| ６　妊産婦である女性職員の健康診査及び保健指導（妊娠中の女性職員及び産後１年を経過しない女性職員が母子健康法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受ける場合） | 妊娠満２３週までは４週間に１回、妊娠満２４週から満３５週までは２週間に１回、妊娠満３６週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、１日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間 |
| ７　８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 | 出産の日までの申し出た期間 |
| ８　女性職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から８週間（多胎認妊娠の場合にあっては１０週間）を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） |
| ９　生後１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | １日に２回それぞれ３０分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間） |
| １０　職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの期間内における２日の範囲内の期間 |
| １１（１）　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして組合長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | （１）一の年において５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間 |
| （２）　職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。 | （２）　一の年につき５日を超えない範囲内でそのつど必要があると認める日又は時間 |
| （３）　（１）又は（２）により一の年につき定められた期間の全てについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） | （３）　一の年につき２日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間 |
| １２　要介護者の介護その他の組合長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間 |
| １３　職員の親族（別表第２の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 |
| １４　職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後１５年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | １日の範囲内の期間 |
| １５　職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | １の年の７月から９月までの期間内における、週休日、条例第９条の４第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する３日の範囲内の期間 |
| １６　地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。（１）　職員の原住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき（２）　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき | ７日の範囲内の期間 |
| １７　地震、水害、火災その他災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| １８　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| １９　地方公務員法第４２条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施 | 計画の実施に伴い必要と認められる期間 |
| ２０　女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合） | 必要と認められる期間。ただし、１日を超えるときは、その超える期間については、第１４条第１項第２号の規定による。 |
| ２１　妊産婦である女性職員の健康診査及び保健指導（妊娠中の女性職員及び産後１年を経過しない女性職員が母子健康法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する健康診査を受ける場合） | 妊娠満２３週までは４週間に１回、妊娠満２４週から満３５週までは２週間に１回、妊娠満３６週から出産までは１週間に１回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）についてそれぞれ、１日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間 |
| ２２　妊娠中の女性職員の通勤緩和（妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。） | 正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間 |

２　前項の表の９の項から１２の項までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

３　１日を単位とする特定休暇は、１回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

４　１時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって１日とする。

（１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　７時間４５分

（２）　斉一型短時間勤務職員　勤務日ごとの勤務時間の時間数（７時間４５分を超える場合にあっては、７時間４５分とし、１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

（３）　不斉一型短時間勤務職員　７時間４５分

（病気休暇及び特別休暇の期間の算定）

第１６条　病気休暇又は特別休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第４条第１項及び、第５条及び第６条の規定に基づく週休日、条例第９条の４第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等並びに休日及び代休日を含むものとする。

（介護休暇）

第１７条　条例第１７条第１項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

（１）　祖父母、孫及び兄弟姉妹

（２）　職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で組合長が定めるもの

２　条例第１７条第１項の規則で定める期間は、２週間以上の期間とする。

３　介護休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日、条例第９条の４第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等並びに休日及び代休日を含むものとする。

４　介護休暇の単位は、１日又は１時間とする。

５　１時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した４時間の範囲内とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認等）

第１８条　条例第１８条の規則で定める特別休暇は、第１５条の表の７の項及び８の項の休暇とする。

２　職員が病気休暇又は特別休暇（前項に規定するものを除く。次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ組合長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

３　組合長は、病気休暇又は特別休暇の請求について、条例第１５条に定める場合又は第１５条の表に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

４　第１５条の表の７の項の申出は、あらかじめ組合長に対し行わなければならない。

５　第１５条の表の８の項に掲げる場合に該当することとなった女子職員は、その旨を速やかに組合長に届け出るものとする。

（介護休暇の承認等）

第１９条　介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して１週間前の日までに組合長に請求しなければならない。

２　前項の場合において、条例第１７条第２項に規定する介護を必要とする１の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、２週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

３　組合長は、介護休暇の請求について、条例第１７条第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（診断書、証明書等の提出）

第２０条　職員は、第１８条又は前条の規定により、病気休暇、特別休暇又は介護休暇の申出、届出又は請求を行う場合は、医師の診断書その他組合長がその事由を確認するため必要と認める証明書等を提出しなければならない。

（報告）

第２１条　組合長は、必要があると認めるときは、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

（委任）

第２２条　この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に職員の勤務時間その他勤務条件に関する規則（以下「旧規則」という。）第２条第３項の規定に基づき組合長の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、組合長が別に定める場合を除き、条例第５条第２項ただし書の規定に基づき組合長と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めとみなす。

３　条例附則第２条第２項又は第３項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、この規則の施行の際現に旧規則第３条の規定に基づき置かれている休息時間については、第４条第１項の規定に基づく休息時間とみなす。

４　この規則の施行の日前に使用された旧規則第６条の病気休暇は、第１４条の病気休暇として既に使用されたものとみなす。

５　この規則の施行の日前に使用された旧規則第７条の表の３の項、７の項、８の項、１０の項又は１１の項の特別休暇であって、同一の事由について第１５条の表の４の項、８の項、９の項、１１の項又は１２の項に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同表の４の項、８の項、９の項、１１の項又は１２の項の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

６　この規則の施行の日前に行われた旧規則第７条の表の４の項若しくは５の項の規定による申出であって、同一の事項について第１５条の表の５の項、６の項による申出を行う必要のあるものについては、それぞれ同表の５の項、６の項の規定により行われたものとみなす。

附　則（平成１８年６月２８日規則第８号）

この規則は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第５号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２６日規則第７号）

改正　平成２２年３月２９日　規則第２号

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１５条の改正規定は、平成２１年５月２１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日規則第２号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日規則第９号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月２２日規則第１５号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２２年６月３０日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成２２年条例第４号）附則第３項の規定により、同条例の施行の日前において、同日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条例第２条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第９条の３第２項の規定による請求又は同条第３項の規定による請求を行なおうとする職員は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定の例により、これらの請求を行うことができる。

３　この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第１５条第１項の表の１１の項の休暇については、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第１５条第１項の表の１１の項の休暇として使用されたものとみなす。

附　則（平成２３年２月２５日規則第１号）

この規則は、平成２３年３月１日から施行し、改正後の第４条の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年４月１日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年８月１７日規則第３号）

この規則は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第１１条の２関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 在　職　期　間 | 日　　数 |
| １月に達するまでの期間 | ２日 |
| １月を超え２月に達するまでの期間 | ３日 |
| ２月を超え３月に達するまでの期間 | ５日 |
| ３月を超え４月に達するまでの期間 | ７日 |
| ４月を超え５月に達するまでの期間 | ８日 |
| ５月を超え６月に達するまでの期間 | １０日 |
| ６月を超え７月に達するまでの期間 | １２日 |
| ７月を超え８月に達するまでの期間 | １３日 |
| ８月を超え９月に達するまでの期間 | １３日 |
| ９月を超え１０月に達するまでの期間 | １３日 |
| １０月を超え１１月に達するまでの期間 | １３日 |
| １１月を超え、１年未満の期間 | ２０日 |

別表第２（第１５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 親　　族 | 日　　数 |
| 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。） | １０日 |
| 父母 | ７日 |
| 子 | ５日 |
| 祖父母 | ３日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日） |
| 孫 | １日 |
| 兄弟姉妹 | ３日 |
| おじ又はおば | １日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日） |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母 | ３日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日） |
| 子の配偶者又は配偶者の子 | １日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日） |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | １日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日） |
| 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 |
| おじ又はおばの配偶者 | １日 |